

お知らせ・募集



税金・保険・年金

消費税率引き上げへの準備は出来ていますか？

内閣府沖繩総合事務局経済産業部消費税課対策室 (896) 0065

今年10月から消費税率が10%飲食料品・新聞については8%へ引き上げになります。引き上げに伴い、スーパー等では、レジ・領収書・請求書に税率ごとに合計金額を記載する必要があります。

このため、経済産業省では複数税率対応レジ等への買換え・改修における補助を実施しており、補助金を利用する場合は申請期限があります。事業者は、お使いのレジが複数税率に対応しているか、早めの確認と準備をお願いします。

第三者行為(交通事故など)によるケガで国保を使用するときは届出が必要

国民健康保険課 給付係 内線3726

交通事故など第三者(他人)から傷害を受けた場合でも国保で治療が受けられます。本来、第三者行為による医

療費は、加害者が全額負担することが原則です。国保が立替え、あとで国保が加害者に請求しますので、必ず国保に届出をしてください。

ただし、加害者との示談を済ませたとき、勤務中や通勤途中での事故、不法行為(飲酒運転や無免許)による事故は、国保で治療を受けることができます。

令和元年10月1日から年金生活者支援給付金制度が始まります

国民年金課 国民年金係 内線3111~3116

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには請求書の提出が必要です。

支給額 月額5千円
※支給している年金の種類、保険料納付済期間・免除期間、等級により増減します。

支給要件
①老齢基礎年金受給者で次の要件をすべて満たしていること
・65歳以上
・世帯員全員が市町村住民非課税

今からはじめるプラスチックごみ削減方法

●使い捨てプラスチック食器の利用を減らしましょう。
●マイバッグを持参し、不要なレジ袋の利用をやめましょう。
●リユースできるプラスチックでないマイボトルを利用しましょう。

台風時のごみ収集

環境保全課 内線3212

台風が発生している時は、台風に関する情報をこまめに入手して台風の進路に合わせた対策を早めにとるようにしましょう。台風が近づき、荒

れた天気になった時にごみを出すのは危険です。できる限り、次回のごみ収集日に出すようご協力をお願いします。

なお、暴風雨時におけるごみの収集業務については、次のとおりとなっています。ご留意ください。

①午前8時において、バスが運行停止している場合は、その日のごみ収集は中止します。
②①の場合にバスが正午までに運行を開始した場合、運行を開始した時刻からごみの収集を開始します。
③ごみ収集開始時刻以降にバスが運行を停止した場合は、運行を停止した時刻をもって、

・年金収入額とその他の所得額の合計が約88万円以下
②障害基礎年金・遺族基礎年金の受給者で前年所得が約462万円以下であること
請求書の提出方法
①平成31年4月1日時点で老齢・障害・遺族基礎年金を受給している場合
9月頃に日本年金機構から送付される請求書に必要事項を記入して、日本年金機構へ送り返してください。※支給要件に該当しない場合、請求書は送付されません。
②平成31年4月1日以降に老齢・障害・遺族基礎年金について新たに認定請求を行う場合
市役所で認定請求と同時に年金生活者支援給付金の請求書を出してください。

※①・②いずれの場合も審査結果の通知が日本年金機構から送付されます。



▲年金生活者支援給付金制度特設サイト(厚生労働省)

暮らし・環境・福祉

知っていますか？消費者ホットライン188(いやや！)

国民生活課 内線(876)1248

「ある製品を使ってけがをってしまった」などの消費者トラブル

ごみ収集を中止します。
※ごみ収集が中止となった場合は、次回の収集日にごみを出してください。

10月の介護予防教室参加者募集

いきいき高齢支援課 内線3531~3534

10月からの2か月間、週2回の筋トレ・水中運動の介護予防教室を開催します。この機会に介護予防を始めませんか？開催日時などは場所により異なりますので、詳しくは問い合わせください。

高齢者のための在宅福祉サービスの紹介
いきいき高齢支援課 高福祉係 内線3567

在宅で生活している高齢者のために必要な支援を福祉サービスとして提供しています。

●配食サービス事業
夕食のお弁当を高齢者の自宅へ配達することで、安否確認(見守り)を行います。
●対象者 安否確認を必要とする65歳以上の単身・高齢者のみの世帯で、高齢や疾病等の理由で食事の調理や手配が困難な人。
費用 1食300~500円(課税状況・食事内容により金額が異なります)
●緊急通報システム事業
急病や事故など緊急の際、簡単な操作で外部に通報できる機器を設置し、日常生活の安全を確保します。
●対象者 65歳以上の単身・高齢者のみの世帯で疾病等があり、日常生活に注意を要する人。
●高齢者外出支援サービス
リフト付車両により自宅から医療機関までの送迎を行います。
●対象者 60歳以上の在宅の人で、車いすやストレッチャーを必要とし、一般の交通機関を利用することが困難な人。
●在宅介護手当支給事業
6か月以上継続して寝たきりや認知症の状態にある高齢

ブルで困っていることはありませんか？そんなときは一人で悩まずに、全国どこからでも3桁の電話番号でつながる消費者ホットライン188にご相談ください。お近くの消費者生活相談窓口をご案内し、専門の相談員がトラブル解決を支援します。

「全国一斉！法務局休日相談所」の開設

那覇地方法務局総務課 内線(854)7951

法務局職員、公証人、司法書士、土地家屋調査士、人権擁護委員が相談をお受けします。相談内容についての秘密は固く守られますので、安心して相談してください。

①不動産、登記、相続、土地境界トラブル、商業登記、法定相続情報証明制度
②戸籍(婚姻・離婚・養子縁組など)、帰化、成年後見
③供託(地代・家賃の弁済供託など)
④人権問題(いじめ・体罰・近隣トラブル・DVなど)

日時 10月6日(日)午後1時~午後4時30分
場所 那覇第一地方合同庁舎
費用 相談無料
申し込み 事前予約制

各種相談窓口のご案内

市民相談室・消費生活相談室 内線(851)5059

各種相談無料。秘密厳守します。
場所 市民相談室(市役所1階)
●市民相談
市民生活に関わる市民の一般相談および市行政に対する意見や要望、苦情など。
日時 月~金曜日、午前9時~午後5時(※祝日除く)
●法律相談(要予約)
市民相談に関わる諸々の法律相談。
日時 弁護士相談は毎週火曜日、司法書士相談は毎週水曜日、ともに午後2時~午後4時30分
●行政相談
行政機関等の業務に関する相談。
日時 毎週木曜日(第5週木曜日を除く)午後2時~午後4時
●消費生活相談
日時 毎週月・水・金曜日午前10時~午後4時
※各種相談窓口は正午~午後1時、土日・祝日は休みです。

プラスチックごみの削減

環境保全課 内線3212

近年、地球規模の保全や資源の有効利用の観点から、プラスチックごみの発生量自体を抑制し、また再利用を進めていくなど、ごみの減量化やリサイクルの取り組みが極めて重要な課題となっています。

者を在宅で介護している介護者に対し、月額5千円の介護手当を支給します。

●対象者 在宅で生活する65歳以上の要介護高齢者(要介護3~5)を介護する人で、世帯における前年の最多所得が1千万円未満の人(本人および介護者)
※訪問調査が必要な事業もありますので、ご利用を希望する場合は、事前に担当まで問い合わせください。
※その他、詳しくは市ホームページをご覧ください。

小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業
障がい福祉課 内線3564

在宅の小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの児童がより快適に過ごせるよう、電気式たん吸引器や吸入器等を給付しています。
事前申請が必要ですので、まずはお気軽にご相談ください。
※世帯の収入に応じて購入費用の一部負担があります。
※小児慢性特定疾病医療費制度については沖縄県南部保健所へ問い合わせください。
☎(8089)6945

令和元年度 敬老フェスタ

高齢者の健康づくりと交流を目的に骨密度測定会や筋トレ講習会等を開催します。

▶場所 老人福祉センター

開催日	時間	イベント内容
9月17日(火)	午後1時~午後4時	のど自慢大会
9月18日(水)	午前9時30分~午後4時【受付時間】 午前8時50分~午前10時50分、 午後1時~3時	・骨密度測定会 ・体組成計 ・健康指導
	午前10時~午後4時	栄養指導
	午後1時~午後1時30分 (健康相談は随時)	健康講話& 健康相談
9月17日(火) ・18日(水)	午前9時~午前9時30分 (実技は午前10時~午後3時)	筋トレ講習会 講話
	午前9時~午後5時	訓練室無料開放

※詳しくは老人福祉センターへ問い合わせください。
【問い合わせ】老人福祉センター ☎(879)5501

※詳しくは老人福祉センターへ問い合わせください。
【問い合わせ】老人福祉センター ☎(879)5501

対象 市内在住の65歳以上の人 ※初めての人は、介護認定を受けていない人を優先します。
費用 1か月につき1600円
募集人数 各事業所3~5人
申込方法 いきいき高齢支援課へ電話で仮予約後、窓口で申込書を記入してください。
※教室参加の前に9月20日(金)午後2時からのオリエンテーションに参加してください。